

処 分 基 準

平成10年 4月 1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第66条の2第1項
処 分 の 概 要 : 過労運転車両に係る指示
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 「過労運転を防止するため必要な運行管理を行っている」と認められないときとは、 車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果として その車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・ 同一の車両について過労運転が反復して行われている場合 ・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合 ・ 使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部交通指導課
備 考 :